

釧路税務署からのお知らせ

令和3年分の確定申告を予定されている方へ

ご自宅等からの確定申告をお願いします!

確定申告会場は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で開設しますが、非常に混雑します。

感染リスクを減らすため、ご自身とご家族の皆さんの安全のためにも、国税庁ホームページを活用して申告書を作成し提出するなど、ご自宅等からの確定申告をお願いします。

なお、カメラ機能による源泉徴収票の自動入力など、給与所得者の方はスマートフォンからのe-Tax^{インターネット}申告が便利です。

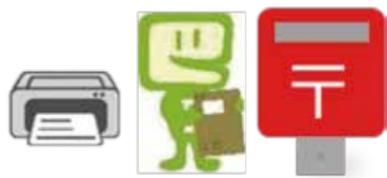
自宅からのe-Taxのメリット

①書類添付



不要

②印刷、郵便代



不要

③確定申告会場への来場



不要

確定申告に関する各種情報は、国税庁LINE公式アカウントからチェックするのが便利です!

国税庁公式アカウントは
こちら



国税庁ホームページは
こちら



問合先

釧路税務署 (〒085-8515 幸町10-3 釧路地方合同庁舎2階 ☎31-5100※自動音声でご案内します)

還付申告無料相談会開催のお知らせ

問合先 北海道税理士会釧路支部 (☎42-0407)

北海道税理士会釧路支部では「給与・年金収入の方を対象とした還付申告の無料相談会」を実施します。参加には予約が必要です。なお、当日は紙の申告書の提出はできません。会場での電子申告か、本人が直接また郵送で税務署へ提出してください。また、駐車場が少ないため、公共の交通機関をご利用ください。

日時 2月1日(火)・2日(水) 午前9時～正午、午後1時～5時

会場 北海道税理士会釧路支部 (大町1-1-1道東経済センタービル2階)

予約方法 1月6日(木)～31日(月)の平日午前10時～正午、午後1時～4時に予約専用電話 (☎070-4394-3980) へ

除雪についての5つのお願い

除雪は市民の皆さんの協力が必要です

問合先 市道路維持事業所 (☎24-3322)

1 道路への雪出し禁止 道路交通法で規制されています!

各家庭や企業の敷地内や玄関先の雪を道路に出すのは禁止です。除雪効果が少なく、事故の原因にもなります。



2 除雪後に残った玄関・車庫前の雪の処理はご家庭で

除雪後には玄関前などに必ず雪が残ってしまいます。除雪作業では玄関前などの除雪はできませんので各家庭の皆さんでお願いします。



3 路上駐車はやめてください 車庫法で規制されています!

路上に1台でも放置車両があると、その箇所の除雪ができなくなります。



4 歩道上に物を置かないでください

歩道は、子どもからお年寄りまでみんなが利用する道です。障害物の放置で歩道の除雪が不十分となり、車道を歩かざるを得ないなど事故の原因にもなります。



5 深夜の除雪作業にご理解を

交通等の支障を避けるため、交通量の少なくなる夜間や早朝に、除雪や排雪の作業を行うことがあります。騒音、振動でご迷惑をお掛けしますがご協力ください。



※広報くしろ21(令和3)年12月号の6ページ下部に掲載されている安原雪捨場の地図において「釧路湿原大橋が通行止め」と記載しておりますが、通行止めは2021年7月21日(水)に解除されており、現在は通行できます。